

12月  
議会

# 産業誘致へ「企業立地推進課」を新設 市が県企業庁による用地造成等を検討

## 上重原北部土地区画整理事業が頓挫 新たな地域での企業立地を検討

知立市は12月市議会に事務分掌条例を改正し、2019年度から企画部へ「企業立地推進課」新設を決めました。日本共産党の企業立地推進課はなぜ必要かとの質問に市は、「今まで企業立地に関するものは企画課、産業誘致政策は経済課、用地造成・区画整理はまちづくり課でやってきたが、機動的に動いてこなかった。力が入っていないかったことを反省し、専属の組織が必要と提案した」と答弁しました。

### マスタープランで 新産業ゾーンを指定

知立市は税の増収等を目的に、農業振興地区である上重原北部地区（左図）を都市計画マスタープランで産業ゾーンと位置づけ、農地の市街化



市は日本共産党の企業立地をどうすすめるのかの質問に、「新たに産業ゾーンと位置づ

### 県企業庁による開発は 「最短で4〜5年」

事業は事実上頓挫しました。市は新たな地域での企業立地を目指し、次期の都市計画マスタープランに新たな産業ゾーンを定め事業を推進する方針です。現プランは2021年度までですが、次期プランを2020年度からと前倒しするとしています。

外賛成しで可決されました。

市は日本共産党の企業立地をどうすすめるのかの質問に、「新たに産業ゾーンと位置づ

日本共産党は、住宅、商業産業のバランスのとれたまちづくり、税収増や雇用の増加に異議を唱えるものではありません。しかし、市は近隣市を含め県下の企業庁の取組み状況及び企業誘致の実績について、充分把握しておらず、企業立地推進課の創設について、明快な説明がありません。条例は日本共産党以外賛成しで可決されました。

### 県企業庁の取組、実績 説明責任を果たさず

「市街化編入をしないので短期間ででき、最短で4〜5年を見込める」とし、「県と市が調整しながら県企業庁による開発を模索したい」、「刈谷市の依佐美地区（半城土）や岩倉市などでも県企業庁がやっている」と答弁しました。

《都市計画マスタープラン》  
都市計画マスタープランとは、将来の都市像や土地利用を明らかにするとともに、各地域のまちづくりの方針を定めるなど、将来に向けた都市計画の総合的な指針です。

**弁護士による  
無料法律相談**  
◎毎週土曜日 午前10～12時  
(一人30分まで)  
◎場所：日本共産党  
知立事務所  
◎お申し込みは  
市会議員まで ⇒



牛野 北斗

昭和7-1 42-102  
TEL89-2377 FAX89-2644  
swushino@hokutowell.net



佐藤 おさむ

山屋敷町東山8-11  
TEL・FAX 83-2389

